

●香川県議会告示第1号

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月17日

香川県議会議長 松原哲也

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正</p>

請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～6 略

(保有個人情報開示決定等の際に通知すべき事項)

第11条 略

請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～6 略

(保有個人情報開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

第1号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住所又は居所  
 (〒 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 [代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所  
 の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名]  
 電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1・2 略
- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第1号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住所又は居所  
 (〒 )  
 ふりがな  
 氏 名  
 [代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所  
 の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名]  
 電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1・2 略
- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第8号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ） （ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第8号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ） （ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第14号様式（第18条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿  
請求者

住所又は居所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名〕  
電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 略

2 本人確認等

ア 略
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第14号様式（第18条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿  
請求者

住所又は居所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名〕  
電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 略

2 本人確認等

ア 略
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第18号様式（第21条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第18号様式（第21条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第19号様式（第22条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県議会議長

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正の実施をした日	年 月 日 ( )
事務担当課等	電話番号 ( ) —
備考	

第19号様式（第22条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報訂正通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県議会議長

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正の実施をした日	年 月 日 ( )
事務担当課等	電話番号 ( ) —
備考	

第20号様式（第23条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿  
請求者

住所又は居所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所〕  
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名  
電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 略

2 本人確認等

ア 略
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第20号様式（第23条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿  
請求者

住所又は居所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所〕  
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名  
電話番号 ( )

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 略

2 本人確認等

ア 略
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ～オ 略

第24号様式（第26条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第24号様式（第26条関係）

（日本産業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 改正前の第1号様式、第14号様式及び第20号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

- 3 この規程の施行の際現に改正前の香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されている書類は、改正後の香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の相当規定により提出されている書類とみなす。